

令和 7 年度

和光小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年（2013 年）	8 月 31 日	制定
令和 元年（2019 年）	4 月 5 日	改定
令和 4 年（2022 年）	5 月 9 日	改定
令和 5 年（2023 年）	4 月 17 日	改定
令和 6 年（2024 年）	3 月 29 日	改定
令和 7 年（2025 年）	4 月 28 日	改定

きずなづくりメッセージのポスター



※令和 5 年度から小中一貫した教育パートナー校
「いじめなし パートナー校あったか宣言」実施

★いじめ防止対策推進法より★

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

札幌市立和光小学校

目次

和光小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定の基本的な考え方

2 未然防止に向けて

- (1) ストレスが高まらない「授業づくり」「集団づくり」
- (2) 授業づくり
- (3) 集団づくり
- (4) 教職員の構え
- (5) 教育課程への位置付け

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 早期発見の基本
- (2) 早期発見のために
- (3) 定期的なアンケートの実施

4 いじめへの対応

- (1) 状況把握
- (2) 判断と対応
- (3) 該当児童、保護者に対して
- (4) いじめが起きた集団への関わり
- (5) SNS・ネットいじめへの対応

5 いじめ防止に向けた組織

- (1) 名称
- (2) メンバー
- (3) 役割

6 今年度の学校いじめ防止のためのプログラム

別紙1：生徒指導年間計画（いじめの問題含む）

別紙2：重大事態対応フロー図

別紙3：いじめ防止に関連する、校内「事態対応」マニュアル

別紙4：警察と連携した「いじめ問題」への対応

別紙5：（資料）いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

※文章の意図で、子ども／児童という表現が混在しております。

1 基本方針の策定の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、その対応については、今日、社会・学校現場における最重要課題の一つとなっている。

学校においては、児童が安心・安全に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等を図り、全ての児童に関係する問題であるいじめが、学校の内外を問わず行われなくなることを目指すことが責務である。

このことを踏まえて、本校においても改めて、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものと捉え、全校的な共通理解の基、いじめの解消はもちろんのこと、未然防止の取組を学校全体で積極的に推進していく。

2 未然防止に向けて

(1) ストレスが高まらない「授業づくり」「集団づくり」

国立教育政策研究所の生徒指導リーフ「いじめの未然防止」によると、児童生徒をいじめ加害に向かわせる要因として大きいのは、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の三つと言われている。つまり、これらの要因が高まると、加害に向かいやすくなる(リスクが高まる)。

このようなストレス要因が、いじめに結び付くことを考えると、未然防止の最善の手立ては児童のストレスの軽減・解消ができる「学校」をつくることである。具体的には、学校生活の大部分を占める「授業そのもの」がストレス要因にならないようにすることである。「授業」を含めた集団生活に、自分の居場所や仲間同士の絆を存在させることである。

(2) 授業づくり

授業がストレス要因とならないようにするためには、授業改善をこれまで以上に進め、「分かる・できる・楽しい授業」づくりを推進していくことが重要である。また、学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、仲間からの「冷やかし」や「からかい」などは、大きなストレス要因となって、児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。一方、そのことが、更に学力への自信のなさや不安を生むという悪循環につながる。

「分かる・できる・楽しい」授業とは、児童が授業に主体的に参加できる、授業場面で活躍できる、仲間と学び合えるなどといった視点で授業改善をすることである。その改善により、授業での居場所ができ、基礎的な学力とともに総合的な学力の向上にもつながるのである。仲間のよさを感じながら学び合い、仲間との絆を築く。その結果、いじめに向かうストレスを負うことも減少する。同様に豊かな人間性を育むため、道徳教育の充実にも併せて努めなければならない。

一方、授業成立が難しい学級があると、集団内でのトラブルや騒がしい状態の継続など、ストレスが増加する要因になる。

そこで授業における学級経営として、授業における規律の習慣形成(時計を見て座って授業準備をする、始まり・終わりの挨拶、正しい姿勢で授業に参加する、後片付けなどを含めた教室環境)を図ることも、ストレス要因発生防止には不可欠である。

授業成立が難しい学級があると、その学級に複数の教職員が関わることで、学校全体の他の問題に気付きにくくなることも予想される。故に、授業づくり・学級づくりはいじめ対策の一丁目一番地であると考えられる。

(3) 集団づくり

日常生活での友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することも重要になる。単に子どもが何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいということではなく、個々の年齢や発達段階に応じた、**集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むため**に行うものであることを意識し、場や機会を提供する。

他の子どもや大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった**自己有用感**を獲得していくことなどができるよう、場や機会を設定する。

★自己有用感に関わって★

○単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性

⇒ 他者から認めてもらえていると感じられた子どもは、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。

※相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるという必要がないため

※さらには、相手のことも認めることができるようにもなっていきます。

⇒ 札幌市の教育の重点の基盤となる「人間尊重の教育」とも関連

※子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくり

全ての子どもに対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながっていく。

(4) 教職員の構え

教師は常に「子ども理解」に努める。子ども一人一人の学習や生活の様子（表情や声、友達同士の関わり等）を観察し、変化に気付き、その変化の原因を探るといった「子どもを気にかける」意識が重要である。さらに、定期的に行われるいじめに関するアンケートや、日常会話、保護者からの情報などにより、悩みや心配事などがないか実態把握に努める必要がある。

また、教師はよき評価者でなければならない。子どもの学習や生活の様子から成長を見取り聞き取る評価活動を行い、子どもに積極的に返すことが大切であり、子どもが自己有用感を育むための最大の支援者となる必要がある。

併せて、「いじめ」等に関する子ども理解を深めるための研修を、適宜、実施することで、日々の実践・指導に役立てていくことが大切である。

※いじめに関するアンケート、子ども理解に関わる研修等を含め、いじめに関する取組については校内学びの支援（いじめ対策）委員会が中心になって行う。

(5) 教育課程への位置付け

いじめに関する指導は、「豊かな心」育成プログラムや生徒指導年間計画に位置付けた上で、道徳や学級活動等の時間や教科の学習を通して、どの学年、どの学級においても確実に実施していく。関係部門の年間計画の作成者は教育課程の企画・改善を、学びの支援委員会（いじめが疑われる事案がある場合、いじめ対策委員会とする）と連携して行う。

また、子どもの側から「いじめはダメ」という声を生み出す。そのために、児童委員会などで「いじめの問題」に関して取り上げ、子どもが主体的・積極的に取り組めるよう促す。また、全校朝会の中でも、いじめについての話題を取り上げ、全校で一堂に考える場を設け、いじめがなぜダメなのかということを子どもの側から生み出す。

3 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 早期発見の基本

- ① 子どものささいな変化に気付くこと
- ② 気付いた情報を確実に報告・共有すること（23条第1項）
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付किながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(2) 早期発見のために

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があったなどの場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を簡単にメモし、**学年主任や教務主任にまずは報告する**。その後、事実関係を確認し、教頭・校長に報告する。

必要に応じて校内学びの支援（いじめ対策）委員会でいじめ行為の事実認定を行い、いじめが確認された場合は、組織的な対応体制へ移行する。

なお、**重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人、何も気付かなかったというより、情報を放置したり、問題なしと安易に判断したりした結果、深刻化している**。早期認知・早期対応を心掛けたい。

例えば、出席をとる際に子どもの顔を見て声を聞く。保健室での様子を聞く。保護者と連絡をとり家庭で気になった様子はないか把握する。地域の方から通学時や地域での様子を知らせてもらうなど今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的、積極的に行うことが大切である。

(3) 定期的なアンケートの実施

例年11月に行われる市教委の調査を実施すると共に、本校独自の児童アンケート調査を年2回行う。これらの調査結果を基に、いじめや友達との関係について、悩みを抱えていると回答した児童を中心に、全員との面談・確認を行い、状況を把握、改善する。

また、ICTを活用し、一人1台端末の健康観察機能などを活用するなどして、早期の状況把握・早期対応に取り組めるようにしていく。

「暴力を伴わないいじめ」は、ちょっとしたからかいや意地悪、嫌がらせから始まることが少なくないことから、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではない。ふだんの子どもへの態度や関わり方を改めて見直し、子ども理解を図っていくことが、極めて重要なことである。

いじめの「正確な認知」の推進

過去、各学校においては、**法に基づくいじめの定義を「限定して解釈」してきた経緯がある**

- ①いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例あり
- ②**実際の事案でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり**

法に基づくいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

4 いじめへの対応

(1) 状況把握

いじめの問題を解決するためには、正確な事実確認が重要である。子どもからの訴えや情報があった場合は、話を最後まで慎重に聞き、必ず事実確認を行う。その際大切なのは、事案を過少評価せずに、子どもの側に立って対応することである。また、周囲の子ども、保護者、他の教職員などからも情報を収集し、聞き取った内容の整合性を図ることが必要である。

事実確認に当たっては、状況に応じて組織的に進めるとともに、事実を基にいじめ対策委員会を開き、ＳＣや関係機関と連携をとりながら、事実関係の把握し、いじめか否かの判断、今後の対応方針等について共通確認する。

なお、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。

(2) 判断と対応

原則、いじめについての判断と対応は、いじめ対策委員会が中心となつて行う。担任一人が抱え込むことなく、組織的に対応する。

委員会において、いじめであると判断された場合は、今後の対応の方針や教職員の役割分担などについて、出席可能な委員で速やかに随時会議を開き、検討に入る。

※臨時会議の内容は、その後の定例会で再度確認

ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教委とも連絡を取り、所轄警察署と相談することも検討する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教委からの指示に従って必要な対応を行うことになる。

☆子どもが遊びやふざけだと弁解しても、暴力的行為は即刻やめさせることが必要である。

さらに、何が起きていたか、どのような対応を行ったかを「組織」の担当者に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

☆いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合の「相談」と「通報」
(国立教育政策研究所『生徒指導リーフ 12 学校と警察等との連携』より)

- ・相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』することが重要です。
- ・円滑な連携を図るためには、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。

※いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、『相談』を飛び越えて直ちに警察に通報する必要があります。

☆令和5年4月、札幌市教育委員会の通知を基に、「警察と連携した『いじめ問題』への対応」のを添付。(別紙4)

(3) 該当児童、保護者に対して

対応の際は、

- 一方的、一面的な解釈で対処しないこと
- プライバシーを守ること
- 迅速に保護者に連絡すること
- 教育的配慮のもとでのケアや指導を行うこと

などに留意する。

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることである。ただし、あくまでも組織としての対応を行うことを忘れないようにする。

～いじめられている子どもへの対応～

子どもの立場に立って、共感的な理解に努める。特に、いじめられている子どもを最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、子どもとの信頼関係を改めて築くこと、また、子どもが安心して学校に通える体制作りを行うことが大切である。

～いじている子どもへの対応～

相手の苦しみを理解させるとともに、自分の行為や責任を自覚させる指導を行う。思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないようにする。

～保護者に対して～

双方の保護者と連絡、事実とともに学校の指導方針、再発防止に向けた対応について伝える。いじめが表面上収まっても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得る。

(4) いじめが起きた集団への関わり

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級活動や集会等により、いじめられている子どもの苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(5) SNS・ネットいじめへの対応

子どもからの情報を敏感に察知するなど、絶えず教職員がアンテナを高くし、情報収集に努める必要がある。

SNS・インターネット等による誹謗・中傷等、悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、直ちに保護者に連絡し、削除を求めるなどの適切な処置をとる必要がある。

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教委と相談しながら対応を考える。

必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。学校における情報モラル教育を進めることも、今後の重要な課題である。

5 いじめ防止に向けた組織

(1) 名称：校内学びの支援（いじめ対策）委員会

(2) メンバー（①～④と該当学級担任は必須構成員）

①管理職：校長、教頭 ②メンター会議メンバー：教務主任、保健主事、学年・たんぽぽ主任

③特別支援コーディネーター：学びの支援委員会担当者、養護教諭 ④専門機関：SC、SSW

⑤必要に応じた関係機関：弁護士、医師、警察官経験者など

※臨時会議の開催が必要な場合、①が不在⇒②⇒③が校長決済を経て対応を主導

(3) 役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割。また、児童理解、いじめ対応への研修の改革・実施。

○いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○月1回のいじめ防止委員会（定例会：メンター会議で開催）、緊急会議の開催。

※会議録の作成 ※後日、校長決済を得る ※欠席者への情報の周知・意見把握

○認知したいじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制の構築。

○対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

○学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う役割

6 今年度の学校いじめ防止のためのプログラム

※「令和7年度 生徒指導年間計画（いじめ問題を含む）」（市教委提出）を添付。（別紙1）

令和 7 年度 生徒指導年間【計画】（いじめの問題）

別紙 1

○学校いじめ対策組織の名称： 校内学びの支援委員会・いじめ対策委員会

構成メンバー（①～④と該当学級担任は必須構成員）	※校長不在時の役割（副校長・教頭・主幹教諭など）
①管理職：校長、教頭 ②メンター会議メンバー：教務主任、保健主事、学年・たんぽぽ主任 ③特別支援コーディネーター：学びの支援委員会担当者、養護教諭 ④専門機関：ＳＣ、ＳＳＷ ⑤必要に応じた関係機関：弁護士、医師、警察官経験者など	臨時会議の開催が必要な場合 ①が不在→②→③が校長決済を経て対応を主導

※学校いじめ対策組織は、校内の他の組織を兼ねているか。（ はい ）

令和 7 年度計画	学期	月	学校いじめ対策組織定例会議日	いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケート含む）	教育相談（アンケート後、実施のものを含む）	校内研修・未然防止教育	保護者・地域・関係機関パートナー校との連携（学校評価を含む）
	一学期	4	28 日	・いじめ防止委員会で各クラスの実態把握＆共有、解決に向けた対応協議（毎月） ・校内悩みやいじめアンケートの実施→実態把握と解決に向けた聞き取り→面談の実施	・欠席状況調査（通年） ・学級活動、道徳の時間において、自己を大切に、思いやりの心を育む指導 ・アンケート実施後、面談	・学校いじめ防止基本方針やいじめ対処マニュアルの確認・見直し ・重大事態調査を用いた校内研修 ・担任から見て配慮が必要な児童についての調査、洗い出し ・校内まなびの支援全体会①（いじめの共通理解、最重要課題である認識確認、要配慮児童の共有） ・命を大切にする指導の徹底等の通知（夏季）を活用した研修 ・各クラスでいじめをなくすための学活を実施（未然防止教育）	・学校いじめ防止基本方針の児童生徒・保護者への説明 ・ネットやスマホとの付き合い方の周知 ・交通安全指導による児童の見守り ・ＳＣ、ＳＳＷ、住環相談員との連携及び情報共有（適宜）
	二学期	5	19 日				
		6	23 日				
		7	11 日	・いじめの状況報告①（４～７月分）			・夏休みの心得
		8	27 日	・学年、学級での実態交流場面の設定		・いじめの予防と対応を職員で共有、「子どもたちにも紹介（未然防止教育研修）」 ・校内まなびの支援研修会	・交通安全指導による児童の見守り
		9	22 日		・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」に合わせ、学級活動や道徳の時間において、生命を大切に、思いやりの心を育む指導	・校内まなびの支援全体会②	
	三学期	10	22 日			・性的マイノリティへの理解を深める学活を実施し、多様性を認め合う風土を作る	
		11	17 日	・悩みやいじめに関するアンケート（全市） →実態把握と解決に向けた聞き取り→面談の実施	・アンケート実施後、面談	・命を大切にする指導の徹底等の通知（冬季）を活用した研修	
		12	5 日	・いじめの状況報告②（８～１２月分）			
		1	26 日	・校内悩みやいじめアンケートの実施→実態把握と解決に向けた聞き取り→面談の実施	・アンケート実施後、面談	・校内まなびの支援研修会	・交通安全指導による児童の見守り
		2	16 日	・いじめの状況報告③（１・２月分）			
		3	6 日	・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文科）※いじめの状況報告④（年間）を兼ねる	・次年度の引継ぎ ・新１年生の情報収集	・命を大切にする指導の徹底等の通知（年度末）を活用した研修	・様式１、２の引継ぎ（Ｐ校）

※命を大切にする指導・ＳＣ等と連携した教育等、いじめ問題以外の取組は学校安全計画に記載する。

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめ防止に関連する、校内「事態対応」マニュアル

1. 早期発見に関わって（一次情報）

- 「いじめにつながるような問題」「いじめの疑い」「いじめ」に関する情報共有
 本人の訴え、他者からの情報提供、アンケート・いじめのサインチェックシート等での一次情報
 ⇒ いじめ対策メンバー①②③での一次情報共有
 ※報告の順番が前後しても、最終的に①：管理職が一次情報把握
- 「いじめにつながるような問題」「いじめの疑い」の場合
 ⇒ 学級経営上の問題の場合は、②：メンター会議が中心となって対応
 ⇒ いじめにつながる問題、いじめの疑いについては、いじめ対策委員会で対応（2へ）

2. 二次情報の収集・整理

- 事実関係の確実な把握・関係情報の収集
 いじめ対策委員会で、委員の誰が、誰・何を、担当・対応するか確認
 ⇒ 関係児童への事実関係の聴取
 ⇒ 関連児童・職員への情報収集・事実確認
 ⇒ 該当・関連保護者への対応、情報収集（特に、該当保護者の捉え、心情）
 ⇒ 各情報の記録化

3. 組織としての「いじめの認知」の有無、対応

- いじめなしと判断した場合
 ⇒ 一次情報の精査・再確認
 ⇒ 二次情報収集までで、見逃し情報、誤情報がないか確認
 ⇒ 該当児童への、念のための見守り継続確認
 ⇒ 該当・関連保護者への事情説明、見守り協力要請
- いじめありと判断した場合
 ⇒ 認知したいじめの情報の迅速な共有
 ※重大事態認定の場合は、「重大事態対応フロー図」へ ※必要に応じて関係機関と協力
 ※必要に応じて、関係児童への事実関係の再聴取
 ⇒ 指導や支援の体制の構築
 ※委員の誰が、誰・何について、どのような指導をするか確認
 ⇒ 実際の指導後の情報共有・評価と、再指導・継続指導について協議
 ⇒ 指導の記録化①（いじめアセスメントシート：進捗管理用、個人票）

4. いじめの解消へ向けて

- ⇒ 指導の記録化②（定例会で状況の確認）
- ⇒ いじめ解消の取組チェック・評価
- ⇒ いじめ解消の目安となる3か月の見守り継続
- ⇒ いじめ対策委員会でいじめの解消を確認
 ※心理的・物理的影響の停止が少なくとも3か月以上
 ※心身の苦痛を感じていないこと等をもって、総合的に判断

保護者向け資料

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

○学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。

○特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

～（資料）いじめの防止等のために学校が実施すべき施策～

文部科学省いじめの防止等のための基本的な方針より抜粋

（１）いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

いじめ防止基本方針の策定

○学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める（第１３条）

組織等の設置

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（第２２条）
- 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（第２８条）

（２）学校いじめ防止基本方針の策定にあたり

①未然防止から対処まで一連の流れを

いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

②指導内容のプログラム化

その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることなどが考えられる。

③教職員全体で取り組むことの徹底

また例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。

④PDCA評価サイクルとあわせて

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、第２２条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

⑤HPでの公開

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

①組織に期待されること

いじめに対し、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、SC、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

②組織の役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制

○対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核

○各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う

③組織の構成

当該組織を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加えて、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

④名称

「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

①未然防止

- ・ 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- ・ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ・ 児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。
- ・ 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。